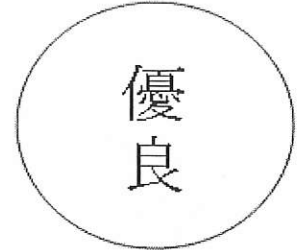




産業廃棄物収集運搬業許可証

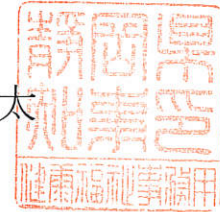
住 所 静岡県浜松市西区和光町505番地の1

氏 名 株式会社 エムエスケイ
代表取締役 橋本 茂昌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 平成30年 8月20日

許可の有効年月日 平成37年 8月19日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
以上 11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	8月17日	新規許可
平成10年	8月17日	更新許可
平成15年	8月20日	更新許可
平成20年	9月30日	更新許可
平成25年	8月22日	更新許可
平成30年	8月22日	更新許可

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。